

山梨県公報

第二百七十号

令和四年

三月二十四日

木曜日

目次

告示

- 食品の原産地に関する情報提供基準の一部を改正する告示……………九三
 - 山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正……………九四
 - 道路の区域変更……………九四
 - 道路の供用開始……………九四
 - 都市計画事業の事業計画の変更認可……………九五
 - 建築基準法に基づく道路位置指定……………九五
- ### 公告
- 落札者の決定について(二件)……………九五
 - 国土調査の成果の認証……………九六
 - 土地改良区役員の就任……………九六
 - 換地計画の決定……………九六
 - 基本測量の実施(二件)……………九六
 - 公共測量の実施……………九七
 - 開発行為に関する工事の完了について……………九七

告示

山梨県告示第五十六号

食品の原産地に関する情報提供基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

食品の原産地に関する情報提供基準の一部を改正する告示

食品の原産地に関する情報提供基準(平成二十四年山梨県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「いう。」の下に「(国内における飼養期間が外国における飼養期間(二以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同

じ。)より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。)」を加える。
第三条中「加工食品」の下に「(農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし及びおにぎり(米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。以下同じ。))を除く。)」を加え、「いう」を「いい、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料に限る。以下同じ」に改め、同条の表国内で生産された農産物の項中口を削り、ハをロとし、同表国内で生産された水産物の項イ中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項中ニを削り、ホをニとし、同表削りぶしの原材料として使用される国内で加工されたかつおのふしの項を次のように改める。

国内で製造された加工食品	イ 都道府県名 ロ 一般に知られている地名 ハ 当該原材料に占める量の割合が最も高い生鮮食品の名称及びその原産地
--------------	--

第三条に次の一項を加える。
2 農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし及びおにぎりの原材料の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、当該下欄に掲げる事項のいずれかとする。

原材料の区分	提供すべき情報
農産物漬物	イ その原材料が農産物である場合にあっては、次に掲げる事項のいずれか (イ) 都道府県名 (ロ) 市町村名 (ハ) 一般に知られている地名 ロ その原材料が水産物である場合にあっては、次に掲げる事項のいずれか (イ) 生産した水域の名称 (ロ) 水揚げした港の名称 (ハ) 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称 (ホ) 水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称 (ニ) 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で

野菜冷凍食品	イ 都道府県名 ロ 市町村名 ハ 一般に知られている地名	一般に知られているもの
うなぎ加工品	イ 水域の名称 ロ 水揚げした港の名称 ハ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名 ニ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称 ホ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの	
かつお削りぶし	イ 都道府県名 ロ 一般に知られている地名	
おにぎり	おにぎりに使用されているのりについて、次に掲げる事項のいずれか イ 生産した水域の名称 ロ 水揚げした港の名称 ハ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名 ニ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称 ホ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの	

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県告示第五十七号

山梨県農作物奨励品種の指定（昭和四十一年山梨県告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

三の表中		ライ麦	同	春一番	極早生 県下一円に適する。
ライ麦	同	ダツシユ	超極早生 県下一円に適する。	同	同
同	同	春一番	極早生 県下一円に適する。	同	同

を
に改める。

山梨県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
山梨市牧丘町倉科字平起五一六八番地先から 山梨市牧丘町倉科字西田四五六六番七地先まで	旧 六・〇 新 一三・〇	二〇〇・五
	旧 一三・〇 新 二五・五	二〇〇・五

山梨県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	休息山梨線	甲州市勝沼町山字南下河原二一 番三地先から 山梨市東後屋敷字窪屋敷一〇二 一番一三地先まで	二四三・〇	令和四年四 月七日

山梨県告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 富士吉田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十二年九月二十六日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分 昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百十五号、平成十六年山梨県告示第五百三十八号、平成十八年山梨県告示第九十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十七号、平成二十二年山梨県告示第三百二十八号、平成二十四年山梨県告示第八十号、平成二十四年山梨県告示第四百二十九号、平成二十五五年山梨県告示第二百九十八号、平成二十七年山梨県告示第二百三十二号、平成二十九年山梨県告示第七十六号、平成三十年山梨県告示第九十六号、令和二年山梨県告示第九十六号及び令和三年山梨県告示第八十四号の事業地に富士吉田市大字上吉田字熊穴及び字中原、字諏訪並びに大字小明見字笹子丸尾内の各地内において事

業地を変更する。
2 使用の部分 なし

山梨県告示第六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和四年三月十五日
- 二 指定道路の位置 都留市下谷三丁目千三百十七番四
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十五・一〇メートル

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年三月二十四日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 畠 山 和 男

- 一 落札に係る役務
(一) 名称 山梨県立あけぼの医療福祉センター清掃業務
(二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
(一) 名称 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課
(二) 所在地 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一
- 三 落札者を決定した日 令和四年三月一日
- 四 落札者
(一) 名称 株式会社アサヒ総合サービス
(二) 住所 山梨県甲府市中小河原一丁目十一番十号

- 五 落札金額 三千九百九十九万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年一月二十日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年三月二十四日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 畠 山 和 男

一 落札に係る借入物品等

- (一) 名称 病院情報システム用機器等
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課
- (二) 所在地 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一
- 三 落札者を決定した日 令和四年二月二日
- 四 落札者
 - (一) 名称 NTT・TCリース株式会社東京支店
 - (二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号品川シーズンテラス十三階
- 五 落札金額 六千三万三千六百元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年十二月二十三日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九條第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 調査を行った者の名称 甲州市

- 二 調査を行った時期 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲州市大字牛奥の一部
- 五 認証年月日 令和四年三月十一日

● 土地改良区役員の内 長 崎 幸 太 郎

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十七項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	遠藤浩	西八代郡市川三郷町市川大門 千二百七十四番地	令和四年三月十一日

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九條の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（万力地区万力第一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和四年三月二十五日から令和四年四月二十一日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年五月六日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年九月二十五日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四條第一項の規定により国土地理院の

長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量(国土広域情報修正)
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(道路三次元データ計測)
- 二 測量の地域 北杜市高根町長沢地内外の二
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年一月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市新屋五丁目千四百番二の一部

の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市下吉田九丁目九番八号 株式会社ウブントウ 代表取締役 大沼博之

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番